

「新潟県立十日町高等学校 いじめ防止基本方針」 新旧対照表（変更部分の抜粋）

改定前	改定後	理由
<p>1 基本理念</p> <p>本校では、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得る」問題であると認識し、生徒の尊厳を守りながら、全ての教職員が、いじめのない学校づくりに向けて組織的に取り組みます。</p> <p>いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を組織し、保護者・地域・関係機関と連携しながら、教育活動の中で防止対策を行い、「いじめの起こらない学校づくり」を目指します。また、いじめの疑いを発見し、または通報を受けた場合には組織的な対応を行います。</p> <p>重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告し対応するとともに、必要に応じて所轄の警察署等の、外部の関係諸機関と連携して対処します。</p> <p>本基本方針には、「いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて行動します。</p>	<p>1 基本理念</p> <p>本校では、「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得る」問題であると認識し、生徒の尊厳を守りながら、全ての教職員が、いじめのない学校づくりに向けて組織的に取り組みます。</p> <p>いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を組織し、保護者・地域・関係機関と連携しながら、教育活動の中で防止対策を行い、「いじめの起こらない学校づくり」を目指します。また、いじめの疑いを発見し、または通報を受けた場合には組織的な対応を行います。</p> <p>重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告し対応するとともに、必要に応じて所轄の警察署等の、外部の関係諸機関と連携して対処します。</p> <p>本基本方針には、「いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて行動します。</p> <p><u>なお、新潟県いじめ等の対策に関する条例では、「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめの防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に扱うものとします。</u></p>	<p>【条例】</p> <p>県条例第2条2項より「いじめ類似行為」が定義されたことを受けて修正</p>

<p>2 いじめの考え方 「いじめ防止対策推進法」に基づきます。</p> <p>○いじめの定義（第2条）</p> <p>（新設）</p> <p>○いじめの禁止（第4条） 児童等は、いじめを行ってはならない。</p> <p>○学校及び教職員の責務（第8条）</p>	<p>2 いじめの考え方 「いじめ防止対策推進法」及び「新潟県いじめ等の対策に関する条例」に基づきます。</p> <p>○いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）</p> <p>○いじめ類似行為の定義（新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条2項） <u>この条例において「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。</u></p> <p>○いじめ等の禁止（新潟県いじめ等の対策に関する条例第4条） 児童等は、いじめ等を行ってはならない。</p> <p>○学校及び教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）</p>	<p>【条例】 県条例を受けて修正</p> <p>【法律】 法律名を明記</p> <p>【条例】 県条例第2条に、「いじめ類似行為」が定義されたことを受けて追加</p> <p>【条例】 県条例を受けて修正</p> <p>【法律】 法律名を明記</p>
---	--	---

<p>6 いじめの対処について</p> <p>○いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があると認識し、いじめの解消に向けて行動します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。</p> <p>(1)いじめに係る行為が止んでいること</p> <p>いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。ただし「いじめ防止対策委員会」において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定する。</p> <p>(2)いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと</p> <p>いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。</p>	<p>6 いじめの対処について</p> <p>○いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があると認識し、いじめの解消に向けて行動します。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。<u>(いじめ類似行為にあっては、(1)により解消を判断する)</u></p> <p>(1)いじめに係る行為が止んでいること</p> <p>いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3か月間継続していること。ただし「いじめ防止対策委員会」において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定する。</p> <p>(2)いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと</p> <p>いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認し、認められること。</p>	<p>【条例】</p> <p>県条例を受けて修正</p>
--	---	------------------------------

新潟県立十日町高等学校「いじめ防止基本方針」実践のための行動計画 新旧対照表（変更部分の抜粋）

改定前	改定後	理由																															
<p>1 組織的な対応に向けて                      (1)いじめ対策のための組織の設置                      いじめ問題未然防止・早期発見・対応・解決のための委員会を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="197 564 943 758"> <thead> <tr> <th>委員会名</th> <th colspan="4">構成人員</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">いじめ対策委員会</th> <th>教頭</th> <th>いじめ対策推進教員</th> <th>教諭</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)実施する取組                      ③事案発生時の対応                      &lt;事実確認、いじめ認知及び報告&gt;                      ◇報告・連絡他                      ・いじめを認知した場合及び重大事態として対応が必要な場合、校長は速やかに県教育委員会に報告し、対応について連携する。</p>	委員会名	構成人員				いじめ対策委員会	教頭	いじめ対策推進教員	教諭	計	1	1	5	7	<p>1 組織的な対応に向けて                      (1)いじめ対策のための組織の設置                      いじめ問題未然防止・早期発見・対応・解決のための委員会を設置する。</p> <table border="1" data-bbox="987 564 1823 758"> <thead> <tr> <th>委員会名</th> <th colspan="5">構成人員</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">いじめ対策委員会</th> <th>教頭</th> <th>いじめ対策推進教員</th> <th>教諭</th> <th>SC</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>8</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)実施する取組                      ③事案発生時の対応                      &lt;事実確認、いじめ認知及び報告&gt;                      ◇報告・連絡他                      ・いじめを認知した場合及び重大事態として対応が必要な場合、校長は速やかに県教育委員会に報告するとともに、<u>専門家の活用等について相談するなど緊密に連携する。</u></p>	委員会名	構成人員					いじめ対策委員会	教頭	いじめ対策推進教員	教諭	SC	計	1	1	5	1	8	<p><b>【追加】</b>                      構成人員にSCを追加</p> <p><b>【修正】</b>                      県いじめ防止基本方針の改定されたことを受けて修正</p>
委員会名	構成人員																																
いじめ対策委員会	教頭	いじめ対策推進教員	教諭	計																													
	1	1	5	7																													
委員会名	構成人員																																
いじめ対策委員会	教頭	いじめ対策推進教員	教諭	SC	計																												
	1	1	5	1	8																												

<p>&lt;指導方針の決定、指導体制の確立&gt;</p> <p>◇関係生徒及び保護者への対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害生徒は安全確保を最優先に保護者に引き渡す。また特別な事情がない限り、認知当日中に保護者へ状況等を説明するとともに、学校と連携した生徒の安全確保、見守り及び支援を依頼する。</li> <li>・加害生徒保護者へは特別な事情がない限り、認知当日中に状況等を説明し、生徒に対する以後の学校の対応について連絡する。</li> </ul> <p>◇いじめの解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会は、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月）継続していること、及びいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと確認された時、いじめが解消している状態であると判断する。</li> </ul> <p>◇職員研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策推進教員が中心となり、いじめの未然防止、早期発見対策、事案発生時からいじめ解消までの対応等に関する全職員対象の校内研修を定期的実施する。</li> </ul>	<p>&lt;指導方針の決定、指導体制の確立&gt;</p> <p>◇関係生徒及び保護者への対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害生徒は安全確保を最優先に保護者に引き渡す。また特別な事情がない限り、認知当日中に保護者へ状況等を説明するとともに、学校と連携した生徒の安全確保、見守り及び支援を依頼する。</li> <li>・加害生徒保護者へは特別な事情がない限り、認知当日中に状況等を説明するとともに、<u>学校と連携した見守り及び支援を依頼する。また、生徒に対する以後の学校の対応について連絡する。</u></li> </ul> <p>◇いじめの解消</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会は、①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月）継続していること、及び②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと確認された時、いじめが解消している状態であると判断する。 <u>なお、いじめ類似行為にあたっては、①により解消を判断する。</u></li> </ul> <p>◇職員研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策推進教員が中心となり、<u>すべての教職員が法及び県条例の内容を理解し、いじめの未然防止、早期発見対策、事案発生時からいじめ解消までの対応等に関する全職員対象の校内研修を定期的実施する。</u>（校内研修においては、「生徒指導研修資料」をはじめ、いじめに関する具体的な資料を提示し、年3回以上実施する。）</li> </ul>	<p>【修正】</p> <p>県いじめ防止基本方針の改定されたことを受けて修正</p> <p>【条例】</p> <p>県条例を受けて修正</p> <p>【条例】</p> <p>県条例を受けて修正</p>
---	---	---

<p>2 いじめの未然防止に向けて</p> <p>(2)いじめの起こらない学校づくり</p> <p>④保護者・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振興会総会等において、保護者へ「いじめ防止基本方針」を周知し、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロスクール運動」への参加を促すなど、保護者とともに学ぶ機会を設定する。</li> </ul> <p>(4)インターネットを通じて行われるいじめへの対応</p> <p>① 情報・家庭科・LHR等で、生徒にインターネットの利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方や有害サイトにアクセスしないこと等を指導する。特に、次については重点的に指導する。</p>	<p>2 いじめの未然防止に向けて</p> <p>(2)いじめの起こらない学校づくり</p> <p>④保護者・地域との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振興会総会等において、保護者へ「いじめ防止基本方針」を周知し、地域や県全体の「いじめ見逃しゼロ<u>県民の集い</u>」への参加を促すなど、保護者とともに学ぶ機会を設定する。</li> </ul> <p>(4)インターネットを通じて行われるいじめへの対応</p> <p>① 情報・家庭科・LHR等で、生徒にインターネットの利便性と危険性を理解させ、情報機器の適切な使い方や有害サイトにアクセスしないこと等を指導する。特に、次については重点的に指導する<u>とともに、早期発見に資する環境づくりに努める。</u></p>	<p>【修正】</p> <p>県いじめ防止基本方針の改定されたことを受けて修正</p> <p>【修正】</p> <p>県いじめ防止基本方針の改定されたことを受けて修正</p>
--	---	--